

各 位

北海道大学施設部

## 施設部が実施する建設工事等における入札等の対応について

政府調達に関する協定の適用となる契約を除く、入札公告及び公示において文部科学省電子入札システム（以下「システム」という。）により行うこととしている工事及び設計・コンサルティング業務の契約締結までの手続（以下「入札等」という。）について、設計図書等（※1）に修正を要する不備が判明した場合の対応を下記のとおり定めることとします。

また、当該不備等により入札等を取止めることとなった場合、システムを介して通知していますが、契約の相手方決定後はシステム上で通知できないため、通知方法についても下記のとおりといたします。

## 記

## 1. 設計図書等に修正を要する不備が判明した場合の対応

判明した時点	対応	通知方法
①入札公告又は公示 ～質問回答期限前	設計図書等の不備が軽微なもの（※2）であれば、設計図書等を修正のうえ再提示し、入札等を続行することといたします。また、場合によっては、関係する締切日時等を延期することもあります。ただし、上記で対応できない重要な変更が生じた場合には、入札等を取止めます。	システム
②質問回答期限後 ～開札前	①と同様の対応としますが、入札書提出後の場合等システムによる実施が難しい場合には、紙入札方式及び紙方式への移行や入札等を取止める場合があります。	システム
③開札後 ～契約の相手方決定前	入札等の結果に影響がある場合、又は公平性が確保されない場合は、入札等を取止めます。	システム
④契約の相手方決定後 ～契約締結前	入札等の結果に影響がある場合、又は公平性が確保されない場合は、入札等を取止めます。	記2による
⑤契約締結後	契約締結を優先し、必要に応じて変更契約等により対応することとします。	

（※1）入札公告、入札説明書、図面、特記仕様書、現場説明書、質問回答書等、当該案件の入札等に関連して配布するもの全てを指します。

(※2)「軽微なもの」とは設計図書等の不備を修正しても、競争参加資格要件に変更が生じないもので、設計図書等の修正事項を周知することで入札等の公平性が確保される場合などを指します。

## 2. 契約の相手方決定後における取止め通知書について

契約の相手方決定後に入札等を取止めとする場合並びに紙入札方式及び紙方式に移行した場合は、システムによる取止め通知書の発行ができないため、入札等参加者に対しては、システムに登録されているメールアドレス等に宛てて、入札等の取止めをお知らせいたします。

(通知例)

		令和〇年〇月〇日
		北海道大学
		総長 ○〇 ○〇
取止め通知書		
下記の案件について、執行が取止めとなる旨通知いたします。		
記		
調達案件番号	○	○
調達案件名称	北海道大学 (○)	○
入札執行回数	○	回
理由	入札の結果、○	

## 3. 適用開始時期

令和6年6月13日以降に施設部にて入札公告又は公示を行う案件から適用といたします。

### 【お問い合わせ】

施設部施設企画課施設契約担当

電話：011-706-2069

メールアドレス：k-keiyaku@facility.hokudai.ac.jp